

必要な書類

【1】対象承認申請の際に必要な書類

- ① 交付対象承認申請書
- ② 案内図
- ③ 建築物・土地の所有者が確認できるものであって、次のいずれかのもの
  - ア 直近の建築物 及び 土地の固定資産税納税通知書の写し
  - イ 建築物 及び 土地の登記簿謄本の原本（6か月以内に発行されたもの）
- ④ （本申請者とは別の建築物・土地の所有者がいる場合）  
建築物及び土地の所有者の除却等に対する承諾書 及び 助成金受領等に関する委任状
- ⑤ 配置図、求積図（建替えの場合は新築後、除却のみの場合は除却後）  
※壁面後退線、建築基準法の道路境界線、隣地境界線を明確にし、それぞれに囲われた部分の面積が確認できるもの
- ⑥ 除却前の建築物及び敷地状況の分かる写真
- ⑦ 助成を受けようとする方が住民税を滞納していない旨が確認できるものであって、次のいずれかのもの
  - ア 住民税（中小企業者等の場合、法人住民税）の納税証明書又は非課税証明書の原本（申請する日が属する年度の前年度分。ただし、申請する日が4～6月までに属する場合、当該日が属する年度の前々年度分。）
  - イ 住民税の納税が確認できる書類の写し
- ⑧ （中小企業者等の場合）中小企業者であることを証する図書  
（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）
- ⑨ その他区長が必要と認めるもの

【2】工事着手の際に必要な書類

- ① 工事着手届
- ② 工程表
- ③ 契約書の写し（申請者（連名可）で契約されたもの）
- ④ その他区長が必要と認めるもの

【3】工事完了時に必要な書類

- ① 工事完了報告書
- ② 工事完了後の写真
- ③ その他区長が必要と認めるもの

【4】交付決定時に必要な書類

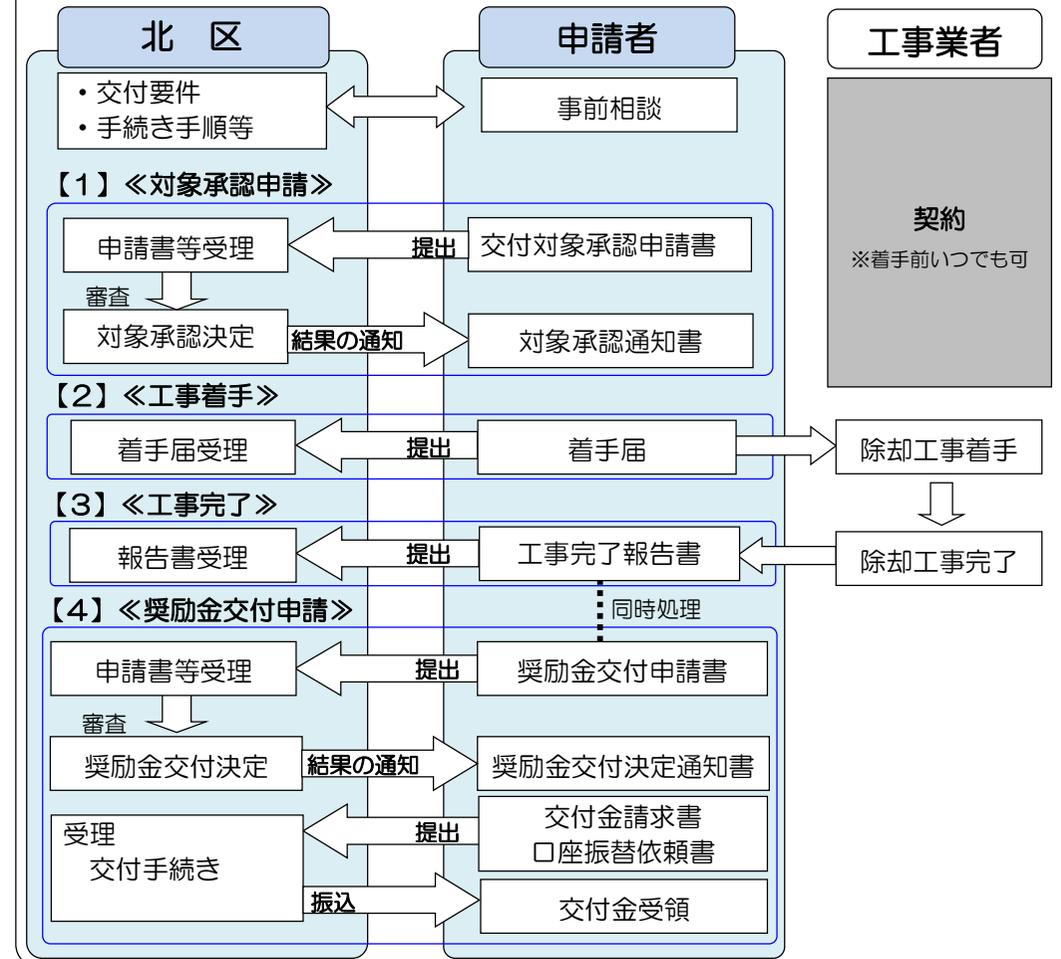
- ① 奨励金交付申請書
- ② 交付金請求書
- ③ 口座振替依頼書

不燃化特区内における  
壁面後退奨励金について

【助成期間：令和7年度（令和8年1月31日までに交付申請できるもの）まで】

防災街区整備地区計画に従い、壁面後退を行う土地に対し、面積に応じた奨励金を交付します。※除却工事前に申請及び区の承認が必要です。

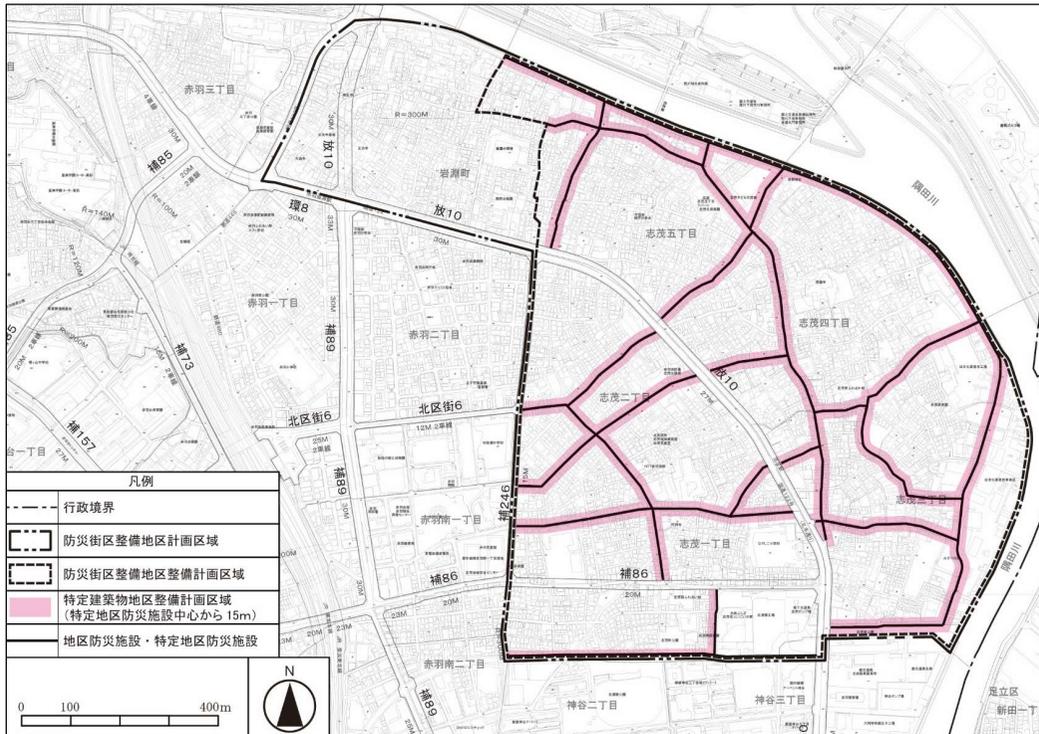
手続きの流れ



お問い合わせ先  
北区役所 / 北区王子本町1-15-22（第1庁舎7階）  
まちづくり推進課 03-3908-91

## 対象区域

◎志茂地区防災街区整備地区計画（志茂一丁目～五丁目）  
に規定する「特定地区防災施設（避難経路）」に接する土地



## 交付対象者

- ◎建築物等の所有者または土地の所有者であること。
- ◎個人または中小企業者であること。
- ◎住民税（中小企業者の場合は法人住民税）を滞納していないこと。

〈上記のうち、対象としない方〉

- ◎不動産販売、不動産貸付又は駐車場経営を事業として実施する者
- ◎国、地方公共団体、その他の団体からこの要綱に基づく助成と同種の助成を受ける者
- ◎防災街区整備地区計画に適合しない建築物又は工作物を建築又は設置する者
- ◎対象承認通知前に除却工事に着手した建築物の所有者、及びその建築物が建つ土地の所有者

## 交付金額

交付金の額は、以下により囲まれた部分の面積に応じて、次の表の範囲内で交付します。ただし、北区居住環境整備指導要綱に基づく公開空地は面積に含みません。

- ①防災街区整備地区計画に規定する壁面の位置の制限による後退線（道路中心から3m）
- ②建築基準法の道路境界線
- ③隣地境界線

面積	金額
1平方メートル未満	対象外
1平方メートル以上2平方メートル未満	200,000円
2平方メートル以上3平方メートル未満	300,000円
3平方メートル以上4平方メートル未満	400,000円
4平方メートル以上5平方メートル未満	500,000円
5平方メートル以上6平方メートル未満	600,000円
6平方メートル以上7平方メートル未満	700,000円
7平方メートル以上8平方メートル未満	800,000円
8平方メートル以上9平方メートル未満	900,000円
9平方メートル以上	1,000,000円

※以下の場合の対象外です。

建築基準法の道路から後退線までの距離が10センチメートル未満  
後退面積の合計が1平方メートル未満

## 壁面の位置の制限

避難経路に接する土地では、避難経路中心から3mの範囲に建築物等を建築することはできません。

